

■ 狛江市 新生児世帯応援給付金

 **要申請**

2020.11.26
 狛江市 子ども政策課長
 担当：銀林（ぎんばやし）
 03-3430-1111(内2305)

・新型コロナウイルス拡大防止対策の影響を受ける子育て家庭の家計支援の一環として、令和2年4月28日（=国の特別定額給付金の基準日の翌日）以後に出生し、引き続き狛江市に住民登録のある子どもがいる世帯に対し、『狛江市新生児世帯応援給付金』を支給する。

○ 事業概要

名称	対象	内容	事業費	事業区分
新生児世帯応援給付金	令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生日から申請日まで引き続き狛江市に住民登録をしている新生児がいる世帯 (想定：590世帯)	新生児1人につき 10万円を給付	給付費59,000千円 事務費500千円 計59,500千円	独自事業

○ 申請から支給までの流れ

- ・対象世帯には12月中旬に申請書を送付。それ以降に届出のあった新生児分は出生届提出時に窓口で案内する。
- ・申請方法は、**オンライン（※推奨）**、郵送、持参のいずれか。申請後、2～3週間程度で指定の口座に振込み。

